

第1回 (仮称)茨城県管理河川県西ブロック 減災対策協議会

平成29年5月30日
茨城県土木部筑西土木事務所
茨城県土木部常総工事事務所
茨城県土木部境工事事務所

協議会設置の趣旨



資料-1

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を受け、気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると提言したところである。

国土交通省においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組を、全国の国管理河川において進め、今夏より都道府県が管理する河川にもこの取組を拡大して進めているところであった。

平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

今回の中小河川等における被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきである。立ち止まって考える猶予ではなく、可能なことから即座に実行し、次期出水期までに一部でも効果を出すよう努力すべきである。

社会資本整備審議会答申(平成29年1月)より抜粋
「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」

これらを踏まえ茨城県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、茨城県管理河川県西ブロックにおいて大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に本協議会を設置します。